

函館市立湯川中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え方

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることを鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本的な考え方や方策等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、本校のすべての生徒が人間の尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることができるよう、「函館市立湯川中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する認識

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒が関わっている集団や仲間など一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（なお、インターネットなどを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする。）

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの構造

いじめは力の優位ー劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われる。そのため、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てて面白がったりする存在や、周辺の暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在によって成り立っている。

こうしたことから、いじめる側といじめられる側の指導だけではいじめの解消やいじめの未然防止は不可能であり、「観衆」や「傍観者」への指導が必要不可欠な要素となる。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめに対する学校の基本認識や基本方針

① 基本認識

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなり得る問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくものになっている。こうしたことから、本校では、「いじめはぜったいに許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえる」、「だれもが被害者や加害者にもなり得る」と認識するものである。

②基本方針

ア いじめの未然防止

いじめが全ての生徒に関する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、生徒同士の心の結びつけを深め、社会性をはぐくむ教育活動を推進し、学校の内外を問わずにいじめが行われないようにする。

イ いじめの早期発見・早期解消及び校内組織の設置

生徒の表面的な行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取るなど、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、定期的なアンケートや面談を行い、日ごろから丁寧に生徒理解を進める。また、いじめを把握したら、本方針のもと、校内に設置したチームが迅速かつ組織的に対応する。

ウ 仲裁者の育成

いじめは、「加害者」と「被害者」の二者関係だけではなく、そのまわりに存在する「観衆」や「傍観者」により、一層深刻な事態をもたらす。そのため、こうした「加害者、被害者、観衆、傍観者」の負の関係を断ち切る「仲裁者」の育成に努める。（ピア・サポート活動他）

3 学校におけるいじめの防止

(1)道徳教育や体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(2)発達支持的生徒指導の推進

全校生徒を対象とした、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を積極的に推進する（発達支持的生徒指導）。また人権感覚を養い、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための教育活動を推進する（予防・未然防止としての取組を重視）。

(3)生徒主体のいじめ防止の活動

保護者や地域住民、社会教育関係団体その他の関係者と連携を図りつつ、生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができる自主的な活動を推進する。

(4)生徒、保護者、教職員への啓発

インターネットの適切な利用に関する指導をはじめ、生徒や保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

4 いじめ早期発見のための措置（対応）

(1)実態調査

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び生徒への面談等による定期的な調査を行う。

- ▶ 春・秋定例の教育相談時アンケートの実施（6・11月）
 - 上記の結果をふまえた面談及び対応
- ▶ ふれあい活動時のチャンス相談（適宜・随時）
 - 収集した情報から面談や対応、及び対策会議

(2)教育相談

生徒及びその保護者等が、抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に教育相談体制を点検するとともに、担任や副担任等への相談をはじめ、保健室や相談室の利用を呼びかけたり、他機関による電話相談窓口について広く周知したりする。また、アセス等を用いることで、客観的なデータを基に生徒の様子を把握できるようにする。

- ・個人懇談時の教育相談（5月）
- ・教育相談週間（11月）
- ・保護者懇談会時の教育相談（12月）

(3) 日常観察

休み時間や放課後の教職員の日常的なふれあい活動の中などで生徒の様子に目を配ったり、クロームブックでの相談記入欄や、個人ノート(フォーサイト)や生活ノート、家庭学習ノートの感想欄等を活用して交友関係や悩みを把握する。

特に、以下に示す生徒が発するサインをしっかり受け止める。

- ・笑顔がなく沈んでいる、ぼんやりしていることが多い。
- ・周りの様子を気にし、おどおどしている。
- ・体に原因不明の傷などがある。
- ・シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ・ノートや教科書に落書きがある。
- ・必要以上にお金を持っている。
- ・なくした、落としたなどということが多い。
- ・登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- ・家から金品を持ち出す。
- ・友だちや学級の不平・不満を口にすることが多くなった。
- ・突然、暴力的になったり、言葉遣いが悪くなったりした。
- ・友だちから不快に思う呼び方をされている。
- ・友だちから笑われたり冷やかされたりする。
- ・特定のグループと常に行動を共にする。

*発達等障がいのある生徒や対人関係を苦手とする等の特性のある生徒への対応には十分配慮する。

*法にもとづく積極的認知（いじめ見逃しゼロ）の徹底を図る。

5 校内体制

(1) 校内組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 学年主任 関係職員 (専門家)

(活動)

- ・いじめの未然防止に関すること
「いじめについて考える集会」、各種アセスメントの実施
「いじめを題材とした道徳授業」、ピアサポートやアサーショントレーニング
- ・いじめの早期発見に関する情報収集及び還流
- ・いじめ事案へのスピード感ある対応等

(開催)

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする

(2) 地域・保護者との連携

年2回の校外生活委員会開催時に、いじめに関する情報を報告し、近隣小学校や地域の方と交流する。

(3) その他

いじめの状況に応じ、函館市いじめ等巡回相談員の活用を図る。

6 いじめに対する措置（対応）

(1) いじめの事案の有無の確認及び設置者への報告

- ①発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に報告し、直ちに情報を共有する。
- ②「いじめ等対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ③事実確認の結果は、校長の責任のもと市教委へ報告する。

(2) いじめの対応手順

正確な事実関係などの把握

○いじめられる側、いじめる側と別々に対応し、次のことを把握する

- ・いじめは、いつ頃からか
- ・誰が誰に、具体的にどのような行為をしたか
- ・動機や理由は何か(加害者の自己弁護に注意)
- ・周辺の児童生徒の状況はどうであったか
- ・その時、どう感じたか
- ・今、どう思っているか

いじめられる側といじめる側の個別指導

○個別指導では、特に、いじめが非人間的な差別や人権にかかわる問題であることから、絶対に許されない行為であるという強い姿勢で臨み、次のことに配慮する必要がある。

- ・事実を整理し、学校としての指導方針を示す
- ・いじめられる側に、仕返しなどが起こらないように配慮することを約束し、安心感を与える

いじめられる側の親への対応

○いじめられている事実は、家庭訪問をして親に伝えることが必要である(場合によっては、校長・教頭などにも同行してもらうような配慮も)。

- ・速やかに事実を告げ、学校の指導に落ち度があれば謝罪する
- ・学校の対応と指導の方向を理解してもらう(その際は、親の切なく悲しい心情や怒りを理解し、誠意をもって対応する)

いじめる側の親への対応

○学校として、いじめる側の親に「いじめの行為は憎しみ、子ども自身は憎まない」という気持ちで対応する。

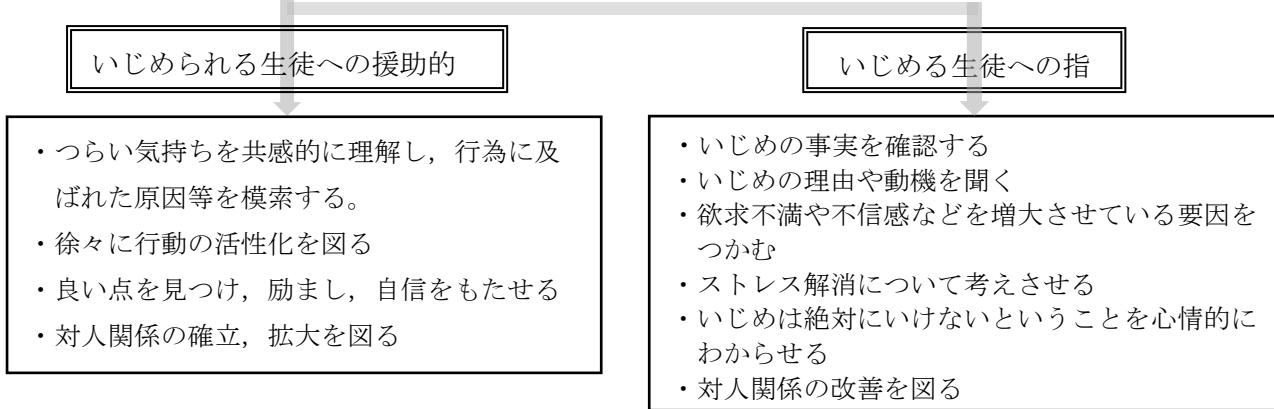
- ・事実を伝える
- ・いじめられる側の子どもと親の心情をわかつてもらい、自発的に子どもと謝りに行く気持ちになるよう心がける
- ・子どもの指導や家庭における教育の見直しについて、具体的に助言する
- ・今後の学校での指導の方向を示し、理解してもらう

いじめの外側にいる生徒への指導

○いじめの事実をはっきり伝え、集団としての在り方を考える機会とする。

○指導に当たっては「いじめは許さない」「いじめられた者を責めない」「傍観的な態度は許さない」の三原則を基本とする。

- ・人権問題である・非人間的行為である
- ・正義を愛し、不正を憎む態度と行動をとる
- ・助け合い、励まし合い、いたわりの心や思いやりの気持ちを育てる



(3)いじめの「解消」の確認

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続している。
- ・期間は少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(4)警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対処

(1)重大事態として取り扱う生徒の状況

- | | |
|------------------------|------------------|
| ▶ 生徒が自殺を企図した場合 | ▶ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ▶ 金品等に重大被害を被った場合 | ▶ 精神性の疾患を発症した場合 |
| ▶ 生徒が一定期間、連續して欠席している場合 | |

(2)重大事態の報告及び調査（迅速かつ適正な実施）

重大事態が発生した場合、教育委員会および警察に報告する。また、いじめ事案の調査を行う主体（学校又は教育委員会）やどのような調査組織にするかについては、教育委員会の判断による。

8 評価

(1)学校評価及び教員評価への位置付け

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ問題について、その実態把握や対処・指導などが組織的に行われているかどうかを学校評価に位置付ける。

また、教員評価についても、教員一人一人が「具体的な目標」「目標達成のための取組方法等」を掲げ、「達成状況」や「今後の課題」等自己評価を行う。

(2)PDCAサイクルを生かした取組の改善

学期ごとや問題解決後、取組や成果について自己評価や相互評価を行い、必要に応じて、生徒や保護者、関係機関からの意見や評価を受け、改善に向けたサイクルを推進する。